

## 「医療従事者への支援のための緊急保育事業」

### 1 概要

医療従事者が、保育所等に安心して子どもを預け、業務に従事できる環境を整備し、医療提供体制を維持するため、医療従事者の子どもが通う保育所等が臨時休園した場合など、これまで通っている保育所等に預けることが困難になった場合に、医療従事者等の子どもを緊急保育する体制を確保するもの。

### 2 受入対象

市内の保育所等に通園している医療従事者等の子どものうち、下記に該当する場合

- (1) 子どもが通う保育所等が、新型コロナウイルス感染症により、臨時休園となった場合(対象児童が、罹患者及び濃厚接触者に該当する場合を除く)
- (2) その他、これまで通っている保育所等に預けることが困難となった場合など、市が認める場合

### 3 緊急保育を行う場所

|              |               |
|--------------|---------------|
| 子育てふれあい交流プラザ | 小倉北区浅野3丁目8-1  |
| 子どもの館        | 八幡西区黒崎3丁目15-3 |

### 4 緊急保育の期間

令和2年5月2日から、当面の間、必要に応じ実施

### 5 緊急保育の運営体制

- ・市の直営保育所等の保育士を配置。
- ・受入時間 7時～19時
- ・給食等 給食、おやつ、飲み物、着替え、紙おむつは提供しない
- ・保育料 徴収しない

※ 緊急保育の利用を希望する場合、現在、通っている保育所等または子ども家庭局保育課に、ご相談をお願いします。

【お問い合わせ先】  
子ども家庭局保育課  
582-2412